

【日本棋院院生制度規定】 平成 31 年 2 月 19 日改定

(目的)

第 1 条 日本棋院は、棋士を志す青少年に対して、専門的な囲碁指導を行ない棋士を育成することを目的として日本棋院院生制度（以下「院生制度」という）を設ける。

第 2 条 日本棋院院生（以下「院生」という）は、囲碁の修練及び棋士として必要な教養の習得に努めるものとする。

(運営部署)

第 3 条 院生制度は、東京本院及び両総本部(関西、中部)におき、それぞれの定める実施細則により運営する。

第 4 条 院生制度に関する総括的な事務は総務人事部が担当し、総務担当常務理事が管掌する。

(院生師範)

第 5 条 東京本院および両総本部は、各々院生の指導にあたる院生師範を若干名おく。

第 6 条 院生師範は、日本棋院所属棋士の中から常務理事会が選任し、理事長が委嘱する。

第 7 条 師範の任期は 1 期 2 年とする。

第 8 条 院生師範の手当ては別に定める。

(院生の採用)

第 9 条 院生は、将来、日本棋院の棋士になることを志望し、かつ書類審査及び試験碁・面接に合格した者の中から院生師範の推薦により担当常務理事が採用する。外国籍院生については別に定める。(付則 1)

第 10 条 院生を志願する者は、所定の願書に受験料を添え所定の期日までに日本棋院に提出し、審査を受けなければならない。

第 11 条 院生を志願する者は、原則として 14 歳を迎える学年度までとする。(4 月 2 日～翌年 4 月 1 日まで) 但し、14 歳以上の者であっても院生師範による棋力審査の判定によって、特に有望と認めた者については、院生の研修期間を限度として採用することがある。

第 12 条 院生を志願する者は、志願者本人の身上に関する一切の責任を負うことの出来る身元保証人 1 名を必要とする。

第 13 条 院生採用及び採用審査の実施に関すること及び受験料等は、別に定める。
(付則 2)

(院生研修の内容及び研修期間)

第 14 条 院生は指示された日時に研修を行ない、棋士となるに相応しい健全な生活を送るよう努めるとともに、研修の期間中は院生師範の指示・指導に従わなくてはならない。

第 15 条 院生が日本棋院の棋士に採用された場合は、採用決定時点において院生の研修を終了したものとする。

第 16 条 院生の研修期間は、原則として満 17 歳の年齢に達した学年度を期限とする。

但し、棋力・年齢その他の理由により研修期間を短縮することがある。関西総本部、中部総本部においては特別な事由により、地域院生師範の全員の賛成により、19 歳の年齢に達した学年度まで延長することがある。

第 17 条 院生の研修年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第 18 条 院生は、研修の一環として、棋院の要請により棋士の対局時に記録係・秒読み係を行なう。特別な事情（担当常務理事が適当と認めた場合は除く）が無い限り、院生は、これを辞退できない。但し、義務教育在学中は該当としない。

なお、記録係・秒読み係の実施時間・手当等は別に定める。

（授業料）

第 19 条 院生は、所定の授業料を所定の期日までに日本棋院に納入するものとする。

第 20 条 授業料の金額、納入期日については、別に定める。

（本院、両総本部の実施細則）

（院生支援制度）

第 21 条 日本棋院は、真摯に棋道を研鑽し、所定の成績を収めた院生に対して、授業料を免除することがある。また、院生の成績優秀者については、家庭の事情その他を考慮して奨学金を支給または貸与することがある。詳細は別に定める。

（院生の除籍）

第 22 条 理事長は、院生のうち棋士となる適性を欠くとされる者及び院生にふさわしくない行為があった者を、休場および除籍することができる。

第 23 条 当規定の改定には常務理事会の承認を必要とする。

（付則 1）

第 9 条 外国籍院生の採用

囲碁先進国(中国・韓国・台湾・北朝鮮)の国籍を有する院生

① 日本国籍を有する院生と同じ扱い

囲碁先進国以外の国籍を有する院生

① 各国囲碁協会の推薦が得られた者

② 師範による棋力審査に合格した者

③ 年齢規定: 採用年齢は 25 歳以下、研修満了は 30 歳を期限とする。

④ 身元保証人及び身元引受人による保証が確かな者で、下記を厳守

・本人の滞在費

・本人の帰国旅費

・本邦滞在中、日本国法令を遵守させること

・入国目的以外の活動を行なわせないようにすること

⑤ 志願者本人は日本棋院の諸規定及び命令を遵守することを誓約し、身元保証人及び身元引受人は本人の身上に関する一切の責任を負う事を日本棋院に誓約し、保証すること。

上記の条件が確認できたときにはパスポート、外国人登録証、在籍証明書コピーを提出の上、常務理事会で審査をする。

（付則 2）

第 13 条 院生採用及び採用審査の実施に関すること

院生採用要項「注意事項」を追加

① 院生のアマチュア大会(インターネット大会含む)の参加は禁止といたします。参加が確認された場合は、その後の研修を見合わせて頂き、師範の指導に従って頂きます。

採用試験実施要項(冬季棋士採用試験外来予選・合同予選・本戦、女流特別採用棋士合同予選・本戦)

①採用試験参加中は、アマチュア大会(インターネット大会含む)の参加は禁止と致します。参加が確認された際は、採用試験の出場を見合わせて頂きますのでご了承下さい。

(平成 24 年 10 月 30 日常務理事会報告・承認)